静岡市建設工事における遠隔臨場の試行(R5.4~)



<概要>

【遠隔臨場】

- ・ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、建設現場から離れた場所で臨場を実施し、監督員が必要とする情報を入手できる場合に臨場に替えることができる
- ・立会*、段階確認、材料検査、工場検査、中間検査、査察で実施可 ※公共建築工事標準仕様書等に定める監督員の立会いを含む
- 受注者からの協議により実施可能 対象工事は限定しない

【利用するシステム等】

受注者	スマートフォン、タブレット等のモバイル端末(受注者が用意)
発注者	市政PCまたは課で所有する機器(受注者による準備は不要)
利用サービス	• 発注者が無料で利用可能であることを要件として受注者が選定
	• Zoom 等の Web 会議サービスや情報共有システムを想定

特別なシステム導入を前提としないため、費用は共通仮設費率に含むものとし、別途計上はしない

〈実施方法・留意事項〉

【必要事項】

・受注者は、実施日時、確認する項目、使用機器等、実施記録の方法を監督員と事前調整 ※監督員が臨場の必要があると判断した場合は、臨場により実施

【適用できない条件】

- 出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合
- 夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合

【内容の記録】

- 内容の記録は、従来と同様に写真で行う(監督員が写真に入ることに替えて、黒板に「遠隔 臨場」と記載)
- ・遠隔臨場の実施記録を行う

<写真撮影の方法>

【段階確認・立会願の写真】

従来の段階確認・立会と同様に写真を撮影

※監督員が撮影に入らないため、黒板に所属・氏名、「遠隔臨場」と記載



通常の黒板でも可

【実施記録の方法】

遠隔臨場を行った証拠として、①か②のどちらかを撮影し、1枚提出

①遠隔臨場中のスクリーンキャプチャ【推奨】

遠隔臨場中の監督員の画面を表示した状態でスクリーンキャプチャを行う



②端末の画面を含めて撮影

遠隔臨場中の監督員の画面を表示した状態の端末を含めた写真を撮影する



※画像から監督員の顔が確認できるよう撮影すること